

●手数料に関する情報および返戻金制度について

◇人材紹介の手数料に関する情報は以下のとおりとなっております。

有料職業紹介手数料表手数料表

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|--|--|
| 求人受理時の事務費用 | _____ 円 手数料負担者は 求人者 とします。 |
| 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 | <p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 30% (または _____ 円)</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 30% (または _____ 円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p> |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 | <p>成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 10% (または _____ 円)</p> <p>* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合 手数料負担者は 求人者 とします。</p> |

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。
また、手数料は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 70%を返還するものとする
- (2) 入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする
- (3) 入社日以後 2 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 30%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。